



“マイナシバー”

通知カードの受取から、個人番号カード申請・受け取りまで

10月から年内にかけて、大山町に住民票のある方にマイナンバーの通知カードが届きます。

今月号は、通知カードが届いてから、個人番号カードの申請・受け取りまでの手続きをお知らせします。

1. お手元にマイナンバーの通知カードが届きます

平成27年10月から年内にかけて住民票の住所に、転送不要の簡易書留で世帯ごとに「通知カード」が届きます。

同封物を確認してください。

- ①世帯全員分の通知カード
(個人番号カード申請書つき)
 - ②返信用封筒
 - ③説明資料

通知カードはこんな時に使います。

- ・平成28年1月以降、マイナンバーを記載した書類を提出する際に、通知カードと本人確認書類（運転免許証・保険証など）の提示が必要です。
 - ・住所や氏の変更などをする時には、変更内容の記載が必要です。届出の際にご持参ください。

※通知カードは、本人確認書類として使うことができません。

※紛失等での再発行には、手数料が必要です。

※1 2月1日以降になっても通知カードが届かない場合は、住民生活課にお問い合わせください。

通知カード（紙製）

2. 個人番号カードの申請をします（希望者のみ）

申請の方法は、郵送による申請またはオンラインによる申請の2種類あります。どちらかを選んで申請してください。

郵送による申請

- ① 申請者ご本人の顔写真を準備してください。
 - ② 本人の通知カードの下についている、個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書を切り取ります。
 - ③ ①及び②を返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。

オンラインによる申請

申請者ご本人の顔写真をスマートフォン等で撮影し、所定のフォームからオンラインで申請してください。